



個人所得税に関する新たなガイダンス

Official Letter 3473 – 新規定

個人所得税法が有効になってから、既に 2 年程となりますが、実務上いまだに色々な不明瞭な点があると思われます。税務総局は 2010 年 09 月 08 日付け Official Letter 3473/TCT-TNCN (Official Letter 3473) を発行し、その一部の不明瞭な点を明確に規定しました。

1. ベトナム居住者の定義

Circular 84/2008/TT-BTC により、ベトナムに滞在する外国人は課税年度において 90 日間以上の住宅賃貸契約があればベトナム居住者と認定されます。

ただし、Official Letter 3473 は当人が他国の居住者であると証明できない外国人に適用されます。外国人が課税年度に 90 日以上、183 日未満にベトナムに滞在する場合で、他国の居住者であると証明できる場合は、ベトナムでは非居住者と認定されます。

しかし、Official Letter 3473 は外国の居住者を証明するために必要な書類を規定していません。我々は税務当局にこの点を問い合わせ、本件の明確化を目指します。

2. 外国での住宅リース活動所得に対する個人所得税

Official Letter 3473 では外国での住宅リース活動取得がある外国人居住者はベトナムに於ける営業取得に対する個人所得税を申告しなければならないと明記されています。財務省の 2008 年 12 月 26 日付け Official Letter 15908/BTC-TCT に基き、該当所得の課税率は売上の 25%が適用されます。

3. 外国で納税した個人所得税額の証明書類

Official Letter 3743 では外国に納税した税額の証明書類についてはベトナム語への公証翻訳手続き及び領事による合法化は必要とせず、外国人が自身で証明書類をベトナム語に翻訳することを認めると規定されています。これは納税者に対する行政手続の簡素化の第一歩として評価されます。

4. 個人所得税の申告サービス費

Circular 84 により、雇用主が雇用者の個人所得税申告のサービス費用を支払う場合の金額は雇用者の課税所得として計上されます。但し、個人所得税申告サービス費は利益を受ける者が明確な場合のみに課税所得に計上されず(財務省の 2009 年 3 月 27 日付け Circular 62/2009/TT-BTC に基づく)

Official Letter 3473 は下記の通りに規定をしています。所得支払者が税務コンサルタントに自己事業体用の個人所得税申告のサービス契約を締結する場合、そのサービス費は雇用者の個人所得税の課税額には計上されません。所得支払者が税務コンサルタントに自己事業体の一人又は数人の雇用者用の個人所得税申告のサービス契約を締結する場合は、そのサービス費は雇用者の個人所得税の課税額に計上されます。

しかし、個人所得税申告サービスへの課税の是非を、事業体の雇用者の全体、一名又は数人用であるか等を根拠にして決めるのは実際及び道理の上で適切ではないかと思われます。

実際に、雇用者は事業体に税務コンサルタントサービスを要求していないと思われます。規則に基づき、所得支払者は賃金・給与所得を控除・申告する責任を負います。所得支払者がコンサルタントに依頼をする目的は税務規則の遵守するというコンプライアンス上の目標を目指していると考えられます。

一方、個人所得税を不足で納税する場合、支払者は雇用者に支払った賃金・給与所得をまだ十分に控除・申告していない場合は、税務当局に対する責任を負います。従って、個人所得税申告サービス費は雇用者個人の利益ではなく、組織の利益という考え方から、個人所得税の課税対象以外として扱うべきと考えられます。

本問題点について、我々は税務総局にサービスからの利益を受ける対象を具体的に説明の上、検討を依頼します。その後、税務総局が、より明瞭な規則を発行することを期待しています。

Official Letter 3565 – 納税者に多く優遇を与える

税務総局は税引後所得から税前所得への換算方法に関する 2010 年 9 月 14 日付け Official Letter 3565/TCT-TNCN を発行しました。この Official Letter は以下の場合に適用されます。

- ① 税引後給与(Net salary)及び雇用主により、雇用者の代わりに支払われた、その他のベネフィットを受領する個人。
- ② 税前所得と税引後所得を一箇所以上から受け取る個人。

上記①の場合、税引後給与(Net Salary)のみを税前給与(Gross Salary)へ換算し、その他所得に加算し課税所得を計算します。従って、該当の個人が税引後給与を受領しても、雇用主が代わりに支払う、その他の所得は税前所得として認められます。

上記②の場合、税前所得と税引後所得が異なる支払い元よりの所得があるので、個人は税引後所得を税前所得に換算し、その他の税前所得を加算し総課税所得を計算します。

Official Letter 3565 に規定された上記②の場合は、ほとんどの納税者にメリットを与えられます。但し、Official Letter 3565 には以下の不明な点があります。

上記①の場合に、会社に支払われる家賃を計算する時、家賃の 15%は課税所得(本人・扶養をまだ控除されない税前給与 + 会社が支払う強制保険料 + その他支払われるベネフィット)を根拠に計算します。

従って、税引後給与を受ける場合、会社に支払われる強制保険料は雇用者及び雇用主が負担する分の合計金額か、雇用者の負担分或いは雇用主の負担分のみであるのか。なぜならば、実際には多くの個人は税引後給与を受領しているが、強制保険料は雇用者と雇用主双方が負担しています。

上記の 2 点の Official Letter の内容に基づき、優遇措置を利用するために、貴社が 2009 年度の個人所得税の確定申告の計算方法を見直し、必要な調整を行うように提案致します。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

Ho Chi Minh 市 オフィス

ナム・グエン

Nam.Nguyen@vn.ey.com

パートナー

セーラ・ジャップ

Sarah.Jubb@vn.ey.com

ディレクター

ロネル・アセロン

Ronelle.Aceron@vn.ey.com

シニア・マネージャー

Hanoi 市 オフィス

フーン・ヴァー

Huong.Vu@vn.ey.com

パートナー

フエン・タン・グエン

Huyen.Thi.Nguyen@vn.ey.com

マネージャー

日系企業担当

中島 敬仁 (ホーチミン)

Takahito.Nakajima@vn.ey.com

米国公認会計士

安西 冬樹 (ハノイ)

Fuyuiki.Anzai@vn.ey.com

豪州公認会計士

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 1600049

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn